平成 17 年度卒業研究論文

スウェーデンと日本の少子化対策

富山大学人文学部国際文化学科
比較社会論コース４年
学籍番号　０１１００２０３４１
西村　典子

論文の要旨

筆者は、社会保障制度を崩壊させ、日本の経済成長を制約させるおそれのある少子化問題について関心を持った。そこで、強力な政策によって出生率が回復したといわれるスウェーデンと日本を比較し、日本に足りない要素を見つけ、いかに改善していくか、スウェーデンの良い要素をいかに取り入れるかを考えたいと思った。

序章では、「問題意識」と「少子化を解消したほうが良いのか」ついて述べた。「少子化を解消したほうが良いのか」では、少子化がもたらすメリットとデメリットについて考え、少子化は解消されたほうが良いという結論を出した。

第一章では、少子化の現状、主に「先進諸国における少子化の時代背景」、「日本の少子化の現状」について述べた。先進諸国では、女性の社会進出に対する家族政策をも含めた社会的対応の違いが出生率の格差を生み出しているものと考えられている。日本政府は少子化対策に着手しているものの、充分な成果は出ていない。

第二章のスウェーデンの基本情報は、少子化問題を論じるにあたって必要な情報だけを取り上げ、紹介した。

第三章では、出生率と関係の深い社会変化と社会政策に注目し、「スウェーデンにおける社会変化、社会政策」、「日本における社会変化、社会政策」では出生率と関係する二カ国の近年の社会変化と具体的な社会政策について述べた。

第四章では、分析・考察をし、「少子化の促進要因・抑制要因」で二カ国の何が少子化を促進させ、何が抑制させているのかについて整理した。「男女平等政策の施行による男女の意識改革」、「育児休業制度と保育サービス、子育て支援」では、二カ国の政策を比較し、分析・考察した。「スウェーデンの高福祉高負担路線を支える社会背景」では、スウェーデンの人々が現在の高福祉高負担路線を受け入れる素地となった社会背景について紹介した。

第五章では、これまでの調査、分析・考察をもとに日本の少子化対策について四つの提言をした。

第六章では、結論を述べた。スウェーデンは、社会変化に沿った政策の強化が進められた結果、出生率が回復したと考えられる。日本は、社会変化に沿った計画は細かく立てられているので、それをもとにさらに政策を強化し、支援を手厚く、サービスをきめ細かくするなどして「子供を生み育てやすい環境づくり」を進めていく必要がある。

最後に論文を振り返っての感想を述べ、参考文献・参考ウェブサイトを記載した。

目次

序章　問題意識 ……2
少子化を解消したら良いか ……2

第一章　少子化の現状 ……3
１－１．先進諸国における少子化の時代背景 ……3
１－２．日本の少子化の現状 ……5

第二章　スウェーデンの基本情報 ……6

第三章　社会変化と社会政策 ……9
３－１．スウェーデンにおける社会変化、社会政策 ……9
３－２．日本における社会変化、社会政策 ……14

第四章　分析・考察 ……22
４－１．少子化の促進要因・抑制要因 ……22
４－２．男女平等政策の施行による男女の意識改革 ……26
４－３．育児休業制度と保育サービス、子育て支援 ……27
４－４．スウェーデンの高福祉高負担路線を支える社会的背景 ……28

第五章　提言 ……30

第六章　結論 ……31

おわりに ……33

参考文献・参考ウェブサイト ……34

序章　　問題意識

日本では今、少子化（低出生率）が問題となっており、テレビや新聞でも取り上げられることがしばしばある。この少子化によって社会保障制度が崩壊しうるので、社会保険の支払いに不安が生じたり、労働力人口の減少により日本の経済成長が制約されるおそれが生じたりなど考えさせられることが多い。ところが、先進国[1]の間でこれが問題視される中、福祉国家[2]とよばれるスウェーデンは強力な政策によって少子化の改善を成し遂げた。そこで、スウェーデンはどんな国なのか、出生率と関係の深い近年の社会変化、具体的な政策について調査したいと思う。また、日本についても社会変化、政策について調査し、二カ国を比較して日本がスウェーデンから学ぶべきところを見つけ、日本の政策について提言したいと思う。

少子化を解消したら良いか

少子化が解消されると、社会保障制度の崩壊の危険がなくなるほかに、景気がよくなるとも考えられる。人口減少がストップすることによって国内市場の萎縮が止まり、負担の増加がストップすることによって消費の萎縮か止まると考えられるからである。

逆に、少子化によってもたらされる利点として考えられるのは、都市部での交通渋滞の減少、学歴社会における受験競争がなくなることなどである。しかし、受験競争がなくなると、日本の経済成長が制約されるおそれがある。全体的に見ると、少子化が解消されたほうが利点は大きいと考えられる。

---

1 ここではアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデン、日本を指す。

2 社会保障制度を不可欠の一環として定着させた現代国家ないし現代社会の体制を指すもの。

第一章　少子化の現状

１－１．先進諸国における少子化の時代背景

先進諸国の出生率は 1960 年代にほぼ一斉に低下を始め、70 年代に人口置換水準を大きく下回ったが、80 年代半ば以降、多様化しつつある。

スウェーデンは強力な政策により出生率の回復を果たしたといわれる国であり、日本は政策を施しながらも成果が上がらず出生率が低迷している国である。アメリカは政策的努力なしに出生率が回復した国であり、イギリスも政策的努力は弱いと言われながら比較的高い出生率を維持している国である。フランスは戦後一貫する出生政策により比較的高い出生率を維持してきた国であり、ドイツ（旧ドイツ）は比較的強力な政策を実施していながら出生率が長期にわたり低迷を続けている国である。イタリアは現在世界最低の出生率を更新中の国である。

図1　先進諸国の合計特殊出生率の推移

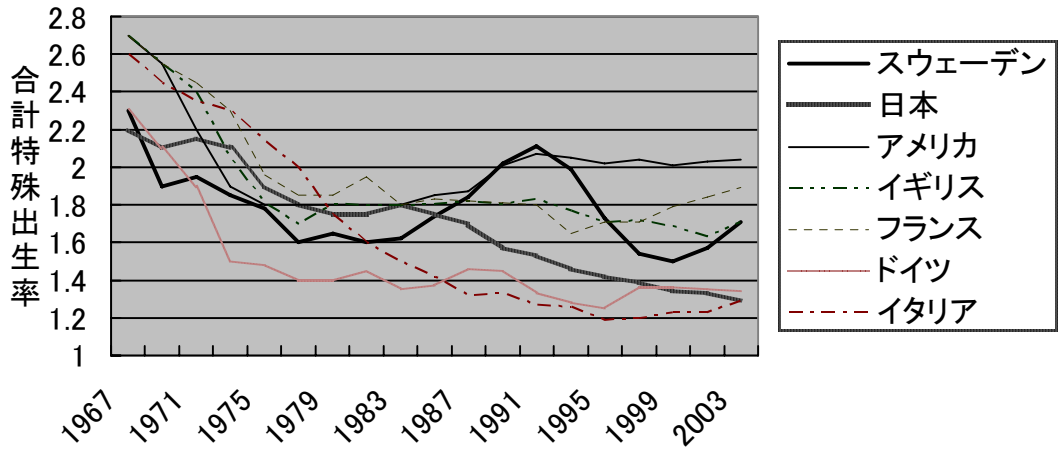

出典：国立社会保障･人口問題研究所『一般人口統計―人口統計資料集（2005 年度版）―』
http://www.ipss.go.jp/をもとに筆者作成

出生率低下・低迷の時代背景としては、ピルを中心とする近代的避妊技術の普及と人工妊娠中絶の合法化、女性の高学歴化・職場進出、価値観の個人主義化、青年層の困窮化などがあげられる。

1960 年以降の出生率低下は、ベビーブーム期[3]の早婚化の反動の面と晩婚・晩産化の進行による出産タイミングの遅れによる面がある。また、程度の違いはあれ、出生率低下・低迷の時期に、欧米先進国では同棲が増大し、その結果として婚外子が増大している。出生

[3] 1947～1949 年。

率が下げ止まり、反騰を見た国における移民の影響は小さいと考えられる。

1980 年代の出生率の下げ止まり・反騰の人口学的理由のひとつは晩産によるキャッチアップ効果[4]であるが、その要因のひとつは家族政策[5]である。出生率に対する政策的対応を表明している国はわずかであるが、子育てに関わる家族政策の強度は国によって異なる。しかしながら、EU 諸国について家族政策の強度と出生率の関係は弱い。

近年における女子の労働力率と出生率が明確な正の相関を示していることからみて、女性の社会進出に対する家族政策をも含めた社会的対応の違いが出生率の格差を生み出しているものと考えられている。

4 20 代終わりから 30 代という比較的遅い年齢で出産を開始した女性たちが、その遅れを取り戻そうとして第一子出産後第二子を急いで出産すること。

5 家族の構成と構造、家族成員とへの経済支援、子育て、家族介護の 4 つの側面に影響を及ぼす政策とする（Anderson,1991）。家族政策は社会政策に含まれる。

１－２．日本の少子化の現状

戦後、先進諸国において出生率の低下が概して認められるが、2003 年時点で日本の合計特殊出生率は 1.29 であり、ドイツ（1.34,2003 年）やイタリア（1.29,2003 年）と並ぶ低出生率国である。

1989 年の「1.57 ショック」以来、日本政府は少子化への対策に本格的に着手し、1991 年には育児休業制度が法制化され、1994 年にはエンゼルプランが策定され、1998 年には子育て支援金が創設された。1999 年には新エンゼルプラン、少子化対策推進基本方針が策定されて、男女共同参画社会基本法も同年に成立した。2002 年には少子化対策プラスワンが策定され、2003 年には少子化社会対策基本法が成立し、2004 年には少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プランが策定された。それでも合計特殊出生率は上昇の兆しは見えず、少子化は深刻な懸案事項となっている。

第二章　スウェーデンの基本情報

人口・宗教・言語

人口は、1750 年で 180 万人、1850 年で 350 万人、1950 年で 700 万人、1970 年で 800 万人、1995 年で 884 万人、現在 894 万人（日本の約 14 分の 1)。

スウェーデン国民の約 92%はプロテスタント福音ルター派国教会に所属している。

言語はスウェーデン語。

産業、貿易および経済

1880 年代から農業国から工業国に転換し、1850 年の農業人口が 69%、1900 年で 48%、1950 年で 20%、現在 3%といった状況である。議会では農民の収入を工業労働者と同等に維持し、農産物の価格統制を行うとともに、必要に応じて政府が援助することが決定した。スウェーデンでは 80%以上の農業の自給自足率を維持している。

金属と木材は何世紀にもわたって輸出され続けている。自動車、機械、電気通信設備のような工業生産物は 40%以上が輸出されている。また、パルプ、製紙、完成された木材生産物のような林業生産物は約 60%が輸出されている。

スウェーデンはほかの産業化された経済部門と同様、サービスと知識集約型の社会へと急激に進展しつつある。

労働市場、所得水準および社会福祉

スウェーデンは 430 万（人口の約 50%）の労働力をもっている。16～64 歳の働ける全女性の 75%以上が収入のある仕事に雇用されている。

国税は基礎額（20 万 3900SEK[6]）を超えない限りは一律に 100SEK、それを超える分については 20%、地方税は 31%、臨時収入にかかる累進課税は最高で 51%、資本所得は 30%の分離課税、法人税 25%となっている。

産業労働者の年間平均総所得は 1992 年水準で約 18 万 SEK であって、そのうち 40%は直接税として納付しなければならない。既婚婦人の約 70%が少なくとも家庭外のパートタイム労働に従事しており、そして家族社会福祉手当をもらっている。

消費税はほとんどの商品とサービスにかけられており、税率は 6～25%である。ホテルやレストランでのサービスは 12%に抑えられている。年金、健康保険その他社会福祉手当をカバーするための社会保障貢献については、雇用者が 33.06%、被雇用者が 4.95%ずつ支払っている。

税金と納付金の見返りとして、社会福祉手当が供給されている。もしある人が病気になるあるいは子供の病気のために家庭に留まらなければならない時は、たいていの場合、失われた所得の 75～85%を課税の対象となる人々の給付金として受け取ることができる。患

[6] SEK は Sweden krona の国際的表示、1 クローナは日本円で 16 円。

者にとって医療相談と薬の処方は無料であるが､入院措置と薬代は最高限度額2500SEK まで支払わなければならない。それ以上の費用は県当局が保険制度と一緒になって入院コストと検査料を負担する。

国民労働災害保険は、労働と関係した事故の場合のすべての健康保険に支払われる。スウェーデンで働く人々の大多数は、労働組合を通じて失業保険をもらっている。

税収で資金を調達された国民基礎年金は、老齢、障害、死亡について一定額の給付を保障する制度である。老齢年金は 65 歳から支給されるが、本人の希望により 60 歳から 70 歳までの間に減額または増額して受給することができる。さらに、収入のある者に対して適用される国民付加年金がある。その対象収入は毎年年金ポイントとして加算される。この 2 種類の年金は、各々の年金受給者の過去十五年間の平均の実質所得の 3 分の 2 を給付できるように計画されている。

スウェーデンは高福祉高負担の国として知られているが、租税および社会保障負担の対国民所得比は日本で 38.3%（2002 年）であるのに対し、スウェーデンでは 75.4%（1999 年）と日本の倍近い数値に達している。

表１　租税および社会保障負担の対国民所得比

	租税負担率	社会保障負担率	合計
日本（2002 年）	22.9	15.5	38.4
アメリカ（1997 年）	26.2	9.8	35.9
イギリス（1999 年）	40.0	10.0	50.0
ドイツ（1999 年）	31.0	25.7	56.7
フランス（1999 年）	40.6	25.5	66.1
スウェーデン(1999 年)	55.8	19.7	75.5

出典：藤井威『高福祉高負担政策の背景と現状　（スウェーデン･スペシャル[Ⅰ])』をもとに筆者作成

議会制民主主義と政党

スウェーデンは議会政治の形態を伴う立憲君主国である。政党は現在大小 8 つの政党に代表される。それは、社会民主労働党、中央党、穏健統一党、国民党・自由、キリスト教民主社会党、左党、環境党・緑、新民主党である。

地方制度

地方における国家行政は全国 24 の県において、中央政府任命の県知事が執行している。

教育制度

スウェーデンの義務教育は、7 歳で入学し 16 歳で卒業する総合制基礎学校で行われている。基礎学校から大学に至るまで無月謝である。基礎学校では教科書、教材までが無償で提供され、高等学校・大学ではこれらの費用は自己負担となる。基礎学校から高校までは、給食が無償で提供される。

スウェーデンの家族

低い婚姻率、高い同棲（Sambo）率、高い家族解体の割合、世帯規模の縮小、労働力としての既婚婦人の高い移動率などが特徴的である。スウェーデン国民にとって婚姻の目的は愛情の充足であり、それが失われたときは、もはや婚姻を継続する意味がなくなるから、簡単に離婚に至るようである。

婚姻法・親子法・相続法などを改正して同棲の承認にまで至ったのは、社会的現実に法律を近づけようとする政府の意図があったからである。Sambo についての調査によれば、初めは法律、宗教、教会に対する抗議であったものの、次第に夫婦所得合算方式の課税[7]を嫌い、偽装離婚や婚姻手続きの放置をするのが一般的になった。その後政府は税法を改正したが、Sambo は新しい社会制度として定着してしまった。

今日、核家族が依然として中核を占めているが、離婚によって母－子と父とに分離し、それぞれが別の父や母－子と再結合して新たな家族を形成するといった「核分裂家族」が増えている。

補足

スウェーデンは少子化に関する政策や制度を保ってきたが、基盤となっていたのは、社会全体に構築されたシステムであったといえる。そのシステムは、あくまでも国民すべてに用意された生活の安定と向上に内蔵されていたために、国民の広い理解と支持を集められたのである。国民を一人も置き去りとしない原則を守り抜き、国民的規模で政策を展開してきた成果が今日のスウェーデンを築き上げたといえる。

[7]夫と妻の所得を合算して課税する方式。

第三章　社会変化と社会政策

３－１．スウェーデンにおける社会変化、社会政策

1960 年代～現在の社会変化

1960 年代以降の 20 代の女性の初婚率の著しい低下と、30 代以上の女性の離婚者割合の増加は、スウェーデン社会における「結婚」の社会的そして法的意味の変化を示していると考えることができる。そしてこれらの結婚行動の変化とほぼ同時に起こった現象が、同棲の急速な普及である。そしてこのような同棲の一般化は、婚外出生の急速な増加をもたらした[8]。しかし、スウェーデンでは、配偶関係、性別、経済的地位などによる格差がほとんどないので問題はない。

そして、出生率変化と家族政策を考える時、出産可能年齢にある女性の就労を無視することはできない。1960 年代初頭、スウェーデン女性は大規模労働市場参入を開始した。その背景には、「黄金の 60 年代」と呼ばれるスウェーデン経済の急速な成長と、それに伴う製造業中心の第 2 次産業から、サービス・販売業中心の第３次産業への産業構造の転換があった。その結果、女子労働力への需要が拡大し、女性の雇用機会は急増した。このような女性就労のトレンドと、出生率変化のトレンドを考え合わせることにより、スウェーデンにおける出生率と女性就労の関係について以下のような結論が得られる。(1)1960 年代後半～70 年代後半における出生率の低下期には、女性の就労は増加しており、また女性の労働市場への大規模な参入は出生率低下以前に始まっていることから、女性就労の増加は、その増加の初期においては、出生率を押し下げたと考えられる。(2)学齢前の子供を持つ女性の就労のめざましい増加期（1960～80 年代半ば）には、出生率は初め低下し、次いで低位安定したことから、少なくとも 1980 年代に入るまでは、出産・子育てと女性就労の両立は、かなり困難であったのではないか。(3)1980 年代半ば以降状況は好転し、幼い子を持つ母親の就労が非常な高水準で維持された一方、出生率はめざましい回復を見た。つまり、1980 年代半ばになってはじめて「出産・子育てと仕事の両立」が全社会規模で実現されたと考えることができる。

1960 年代～現在の社会政策

1960～70 年代における女性労働力への需要の急速な伸びと、女性の労働市場参入を背景に、男女平等政策への本格的な取り組みが始まった。1971 年の家族・夫婦を単位とした税

8　このようなスウェーデン社会における婚外出生の増加は、必ずしも家庭崩壊や社会問題の増加を意味しない。事実、この全出生児の約半分を占める婚外出生児たちの両親のほとんどは同居し、親としての法的・社会的義務を果たしていることが報告されている。現在のスウェーデン社会では、正式な結婚と同棲の間には、法的にも社会的にもほとんど格差はなく、また社会保障・福祉の対象者が配偶者によって差別されることも全くない。（阿藤誠『先進諸国の人口問題－少子化と家族政策－』東京大学出版会、1996 年 56 ページ）

制から個人を単位とした税制への変革や、1989 年の「新家族法」制定に基づく婚姻法の改正も、この男女平等達成の主旨に沿って行われたものである。このような政策的取り組みは、経済分野における男女平等を促進しただけでなく、女性の経済活動に対するスウェーデン人の意識を変え、1970 年代半ば以降の男女平等政策の整備・拡充をもたらした。1992 年に施行された「新機会均等法」には、雇用機会、労働環境、昇進、および賃金における男女平等が唱えられ、セクハラに対する厳格な罰則規定が盛り込まれている。

しかしながら、このような経済的男女格差解消のための政策的取り組みや、性役割（とくに女性就労）に関する意識の変化は、実際の家庭内役割分担の均等化には結びついていないようで、スウェーデンでもわが国同様、家事・育児の大部分は女性によって担われているという報告がなされている。

スウェーデンの出生の問題に関する社会政策は、基本的には、仕事と家庭の両立を目指し、働く男女が子供を産み育てやすい社会環境作りをすることを目標としている。

社会政策を実施するためのコストと財源は、それが国家であれ、地方自治体であれ、その大部分は税金によって得られたものであるが、現在の社会政策はおおむね国民の支持を得ており、児童家庭福祉予算の大幅削減は提案されていない。しかし、1992 年以降深刻化している経済不況と、それによる緊縮財政の下、政策実施のための経費節約への真剣な取り組みが必要とされており、なかでも高コストが問題になっている保育サービスに関しては、質と量の両側面から検討が加えられなければならない。

☆社会政策の実施

社会保険

１．親保険（育児休暇制度）

a）出産に伴う親手当

b）次子出産資格期間

c）臨時児童看護手当

d）出産後父親特別休暇

e）保育所・学校訪問特別親休暇

両親のいずれかが児童一人につき 450 日までの育児休暇をとった場合、最初の 360 日までは失った稼働所得の 80%（最低給付水準 60SEK)、残りの 90 日については一日につき 60SEK の両親手当が支給される。この手当は出産予定日の 60 日前から子供が 8 歳に到達するまでの間に育児休暇をとった際に支給できる。これを全額受給するためには、父親母親それぞれが 30 日間の両親手当を受給する必要があり（「パパの月」および「ママの月」)、さらに父親には、出産前後の付き添いなどのためとして、450 日とは別枠で 10 日間の両親手当が支給される（パパの日)。また、12 歳以下の子供を医者に連れて行くときには、一時的両親手当として最高年間 120 日まで失った稼働所得の 80%が支給される。なお、2002 年

1 月から支給日数が 30 日間延長され、「パパの月」、「ママの月」も 60 日間になるとともに、子供が通う学校訪問などの際も一時的両親手当が支給されることとなった。

２．妊婦手当

妊娠の最終段階において、通常の勤務を継続できない妊婦に対して支給される休業補償給付であり、妊婦の最後の２カ月間の内最大 50 日まで、賃金の 80%相当額が支給される。

３．児童年金

親と死別した 18 歳未満（ただし就学者の場合は 20 歳まで）を対象に、両親死亡時に両親の国民基本年金額の 25%と付加年金額の 30%が給付される。子供が一人増えるごとに、さらに総額の 20%が給付される。

各種手当

１．児童手当

これは、16 歳未満の児童をもつ親に対して社会保険事務所から全額国庫負担で給付される。所得制限はなく、一律に第一子から児童一人につき月額 950SEK 支給される。（2001 年）この基本額は、1999 年には 750SEK であったが、二年連続で 100SEK ずつ増額されている。第三子以降の児童については、第三子が月額 245SEK、第四子が月額 769SEK、第五子以降は月額 950SEK という多子加算がある。

この結果、5 人の子供がいる場合の児童手当の総額は 6714SEK（約 8 万円強）となる。

２．延長・奨学手当

支給基準は児童手当と同じであり、多子加算制度が導入されている。したがって、延長・奨学手当は実質的に児童手当を 16～20 歳の学生にまで延長して適用したものと考えることができる。

３．養育費支援制度

ひとりで子供を育てている親の経済的負担を軽減するべく、子供と離れて暮らす親に対し養育費の支払いを義務付ける制度である。親が義務不履行の場合、地方社会保険局が立て替える。その代わり、親と地方社会保険局との間に債務関係が発生する。

４．住宅手当

1952 年に老人の住宅改善を目的に制度化されたが、1969 年から子供がいる家族および障害者を持つ家族にも適用された。子供の数、家族所得額、住宅費の組み合わせで算定されるが、現在、労働者一人当たりの標準所得は年間 12 万 SEK であるので大半が補助範囲に入る。

児童・母子福祉

１．保育サービス

①保育所…両親が就労または就学している 6 歳以下の児童を対象とし、通常、一週間に 5 日間、朝から夕方まで開所している。6 歳以下の児童の 53%が通所しており、一グループ訳 17 人の児童が 2 人の保育氏と 1 人の準保育士の保護下にあるというのが一般的な体制である。1997 年の統計では、常勤職員一人当たり焼く 5.7 人児童を担当するという結果が出ている。

②家庭保育所…両親が就労または就学している 12 歳以下の児童を対象に、通常、保育担当者がその自宅内で保育する（数人から 10 人程度)。2 歳までの児童の 4.9%が利用しているが､2 歳児では 12.2%､2 歳～5 歳児では 11%強が家庭保育所を利用している(1999 年)。

③開放型就学前保育…在宅の親（または育児従事者）およびその児童を対象に社会的･教育的活動を行う。一週間の開所日数、一日の開所時間などは施設によってさまざまで、親（または育児従事者）が児童とともに任意の時間に来所して利用できる。全国で 1000 ヵ所程度あり、近年は減少傾向にある。

④短時間グループ活動…主として 4 歳～6 歳児を対象とした教育的観念が強いグループ活動であり、通常、学期制で一日 3 時間実施されている。4、5 歳児は少なく、6 歳児が圧倒的に多い。1997 年の参加児童数は、それぞれ 1094 人、2841 人、7 万 9980 人であった。

⑤学童保育所（余暇センター）…両親が就労または就学している 12 歳以下の学童を対象に、学校の始業前、放課後や休暇中において教育的活動および保育を実施している。1 グループ 26.2 人、常勤職員一人当たり 12.4 人（1997 年）であり、6 歳～9 歳児の 62.2%（1999 年）が利用しているが、10 歳～12 歳児は約６％程度の利用にとどまっている。理由は、この程度の年齢になると地域的なクラブ活動や日本でいう「おけいこ」活動に入る児童が多いこと、年上の兄弟がいる場合は兄や姉に面倒を見てもらえること、あるいはこの年齢になると祖父母が年金生活に入り、孫の面倒を見る余裕が出てくるケースがあることなどが考えられる。

労働環境改善

労働条件・労働環境政策――男女平等政策

スウェーデンでは、男女平等を①経済的自立を与える仕事を持ち、②育児と家事を行い、③社会において政治活動、労働組合活動、その他の諸活動を行うための女性と男性の平等な権利、責任、機会を意味するものとし、その中身には質と量の二つの面があるとしている。質とは、教育、労働、レクリエーション活動、権力上の地位など社会のすべての分野に女性と男性が公正に分布されていることを意味する。ここにいう｢公正｣とは、女性と男性の集団的構成度を 40%対 60%、またはさらに 50%対 50%にすることを意味している。量的な面とは社会のすべての分野の発展のために、女性と男性の双方の知識、経験、価値を利用することである。｢新機会均等法｣には、雇用機会、労働環境、昇進、および賃金に

おける男女平等が唱えられ、セクハラに対する厳格な罰則規定が盛り込まれている。とくに、スウェーデンでは国会議員に占める女性の割合は 45.3%（2005 年 3 月）で、女性が蔵相、外相などの重要閣僚に積極的に就任している。このような男女平等政策の徹底した推進は、伝統的な性別役割分業の打破に大きな役割を果たし、出生率の向上をもたらす大きな原因になっている。

税制改革

夫婦所得合算方式から夫婦個別の分離課税方式に切り替えた。

３－２．日本における社会変化、社会政策

近年の社会変化

近年、日本では晩婚化・未婚化が進んでいる。この晩婚化・未婚化の進行の背景には、女性の高学歴化，自己実現意欲の高まり等から女性の職場進出が進み，各年齢層において労働力率が上昇し、職場優先の企業風土などにより、女性にとって育児に対する負担感や仕事と育児の両立に対する負担感が大きくなったこと、また、女性の経済力の向上により女性が生活のために結婚する必要を従来ほど感じなくなるなど、個人の結婚観や価値観が変化したことがある。

このように女性の結婚観が変化してくる中で、男性にとっても先行世代と異なり結婚は急ぐ必要のないものとなっていった。高度成長期、都市に流入し、一人で暮らす男性にとって、結婚は家事からの解放であるとともに、社会から一人前と認めてもらうためのものでもあった。しかし、家電製品の普及や外部サービスの発展は単身者の家事負担を大幅に軽減した。まして、親と同居し、母親に家事をやってもらっている男性にとっては、むしろ家事水準の低下や家事負担の増加につながるものとなった。また、「結婚して当たり前」とか「結婚して一人前」といった意識が薄れ、親や周囲からの結婚圧力が弱まる中で、結婚は急ぐ必要のないものとなっていった。さらに、若者文化の隆盛が独身生活の魅力を高める中で、結婚は交遊の自由を束縛するものとさえ考えられるようになった。

最近ではパラサイト・シングル[9]が男女問わず多く見受けられる。父親の所得と母親の家事サービスを頼りにした生活はかなり優雅である。結婚や独立はその優雅な生活と手を切ることにつながることが多く、生活水準の低下をおそれて未婚状態を続ける人が増えている。

また、最近では子供の教育費が上昇している。これは子供を塾に行かせる家庭が増えたためである。1997 年の 50 歳未満の妻で予定子供数が理想子供数より少ない者に対する調査では、理想の数の子供を持とうとしない理由は、一位「子供を育てるのにお金がかかるから」、二位「子供の教育にお金がかかるから」、三位「高齢で生むのはいやだから」という結果が出ている。

社会政策

●育児休業制度

労働者が、その 1 歳に満たない子を養育するための休業。子１人につき一回、期間は子が１歳に達するまでの連続した期間である。1995 年から、休業前の賃金の 25%が雇用保険から給付され、育児休業期間中の社会保険料についても本人負担分が免除されることになった。

[9]未婚のまま親元に同居している 25～34 歳層のこと。

●育児休業基本給付金

育児休業基本給付金は、育児休業中の賃金ダウンを補う給付金。育児休業給付の一種で、雇用保険の被保険者を対象としている。育児休業基本給付金は、休業開始時賃金にくらべて賃金が80%未満である場合に支給され、男性も支給対象になる。休業開始時賃金額の30%が支給される。

●育児休業者職場復帰給付金

育児休業者職場復帰給付金は、育児休業給付の一種で、雇用保険の被保険者を対象としている。育児休業職場復帰給付金を受けるためには、職場復帰後、雇用保険の被保険者として引き続き 6 ヵ月間雇用されていることが必要。休業開始時賃金の 10%×育児休業基本給付金の支給対象となった月数が支給される。

●家族手当

①配偶者手当

支給基準は事業者が決めるので一概には言えない。

②児童手当

3 歳未満の子を持つ家庭に支給される。支給額は第一子が月額 5000 円、第二子が月額5000 円、第三子が月額 10000 円である（2005 年)。このほか、所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン（厚生年金に加入している人）などには、所得が一定未満の場合に限って児童手当と同額の特例給付が支給される。

●住宅手当

支給基準は事業者が決めるので一概には言えない。

●子育て支援金

民間の創意工夫を生かしたきめ細やかな子育て支援を推進するため、1998 年より「子育て支援金」を創設し、基金の運用益から民間団体へ助成を行っている。具体的には、①民間団体の創意工夫を生かした活動で、全国的な規模での効果が期待できる事業、②公益法人等が行う、独創性、先駆性、普遍性のある事業、③公益法人等が主として都道府県・指定都市の域内で行うきめ細かな地域レベルでの事業を対象に助成を行っている。1998 年度においては、70 事業に対して助成を行った。

●子育てなどに配慮した減税

1999 年度税制改正において、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子に係る扶養控除について、次のような改正を行っている。所得税については 1999 年分以降、個人住民税については 2000 年度分以降適用することとしている。

16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除の引き上げ

所得税　38 万円→48 万円

16 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の引き上げ

所得税　58 万円→63 万円

個人住民税　48 万円→45 万円

●エンゼルプラン

女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため、低年齢児保育や延長保育等の多様な保育サービスの充実のために、1998 年度予算案において、総額 2,621 億円（前年度予算 2,431 億円、対前年度比 7.8%増）の予算を確保し、その推進を図った。

表２　エンゼルプランの目標数値

整備項目	1994 年度	1999 年度
１低年齢時（0～2 歳）保育の推進	45 万人	60 万人
２18:00 以降の延長保育施設の増設	2230 ヶ所	7000 ヶ所
３緊急一時保育施設の増設	450 ヶ所	3000 ヶ所
４乳幼児健康支援デイサービス事業の促進	30 ヶ所	500 ヶ所
５放課後児童クラブの増設	4520 ヶ所	9000 ヶ所
６多機能保育所の整備促進	―	1500 ヶ所
７地域子育て支援センターの増設	236 ヶ所	3000 ヶ所

出典：武蔵　健『少子化問題についてのひとりごと』
http://www.pat.hi-ho.ne.jp/musashi/index.htm をもとに筆者作成

●少子化対策推進基本方針

1999 年、少子化対策推進関係閣僚会議において決定した。

１．固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
２．仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
３．安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てるための家庭や地域の環境づくり
４．利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備
５．子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進
６．子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備

●新エンゼルプラン策定

１．保育サービス等子育て支援サービスの充実

２．仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備

３．働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正

４．母子保健医療体制の整備

５．地域で子どもを育てる教育環境の整備

６．子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現

７．教育に伴う経済的負担の軽減

８．住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

表３　新エンゼルプランの目標数値

整備項目	1999年度末	2004年度末
0～2歳児の保育所受け入れ	58万人	68万人
11時間を超える延長保育所	7000ヶ所	10000ヶ所
休日･祝日保育	100ヶ所	300ヶ所
多機能保育所など	1600ヶ所	2000ヶ所
地域子育て支援センター	1500ヶ所	3000ヶ所
一時預かり保育	1500ヶ所	3000ヶ所
放課後児童クラブ	9000ヶ所	11500ヶ所

上記項目以外に、

① 2002 年から学校が完全週休二日制に移行するのに伴い、土曜日に通信衛星を利用した「子供放送局」の増加。（厳 1300 ヶ所→5000 ヶ所）

② 出産や子育てのため退職した女性の再就職セミナー開催など（現 22 都道府県→全都道府県）

③ 妊産婦や新生児の高度医療機関のネットワーク整備、不妊に悩む夫婦に対する不妊専門相談センターを全都道府県で実施する。

出典：厚生労働省『新エンゼルプラン』http://www.mhlw.go.jp/index.html、武蔵　健『少子化問題についてのひとりごと』http://www.pat.hi-ho.ne.jp/musashi/index.htm をもとに筆者作成

●男女共同参画基本計画

日本政府は、2000 年 12 月に男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画社会基本計画を閣議決定した。

「男女共同参画社会」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」である。

施策の基本方向と具体的施策は次のとおりである。

１．政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

⑴国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

⑵地方公共団体における取り組みの支援、協力要請

⑶企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体などの取り組みの支援

⑷調査の実施及び情報・資料の収集、提供

２．男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

⑴男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

⑵国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

⑶法識字の強化及び相談の充実

⑷男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

３．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

⑴雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

⑵母性健康管理対策の推進

⑶女性の能力発揮促進のための援助

⑷多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

４．農山漁村における男女共同参画の確立

⑴あらゆる場における意識と行動の改革

⑵政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

⑶女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

⑷女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

⑸高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

５．男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

⑴多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

⑵仕事と育児・介護両立のための雇用環境の整備

⑶家庭生活、地域社会への男女の共同参画の推進

６．高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

略

７．女性に対するあらゆる暴力の根絶

⑴女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

⑵夫・パートナーからの暴力への対策の推進

⑶性犯罪への対策の推進

⑷売買春への対策の推進

⑸セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
⑹ ストーカー行為等への対策の推進
８．生涯を通じた女性の健康支援
⑴リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
今日、女性の人権の重要な一つとして認識されているリプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子供が健康に生まれ育つことなどが含まれており、また思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。
９．メディアにおける女性の人権の尊重
⑴女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取り組みの支援等
⑵国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の推進
１０．男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
⑴男女平等を推進する教育・学習
⑵多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
１１．地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
⑴国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
⑵地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

●少子化対策プラスワン
2002 年 9 月、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策（少子化対策推進基本方針）に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など４つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進した。
１．男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現
２．仕事と子育ての両立の推進
育児休業取得率の目標値を設定
「男性の育児休業取得率 10%、女性の育児休業取得率 80%」
３．保育サービス等の充実
「待機児童ゼロ作戦」を推進
４．地域の様々な子育て支援サービスの推進とネットワークづくりの導入
５．子育てを支援する生活環境の整備（子育てバリアフリー）
６．社会保障における「次世代」支援
７．教育に伴う経済的負担の軽減
８．親になるための出会い、ふれあい
９．子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進
１０．若者の安定就労や自立した生活の促進

１１．子どもの健康と安心・安全の確保
１２．不妊治療

●少子化社会対策基本法
少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、2003 年 9 月にこの法律が制定された。

●少子化社会対策大綱
少子化社会対策基本法に基づき、国の基本施策として 2004 年 6 月に少子化社会対策大綱が定められた。
〔若者の自立とたくましい子どもの育ち〕
(1)若者の就労支援に取り組む
(2)奨学金の充実を図る
(3)体験を通じ豊かな人間性を育成する
(4)子どもの学びを支援する
〔仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し〕
(5)企業等におけるもう一段の取組を推進する
(6)育児休業制度等についての取組を推進する
(7)男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する
(8)労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る
(9)妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める
(10)再就職等を促進する
〔生命の大切さ、家庭の役割等についての理解〕
(11)乳幼児とふれあう機会の充実等を図る
(12)生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める
(13)安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成についての理解を進める
〔子育ての新たな支え合いと連帯〕
（地域における子育て支援）
(14)就学前の児童の教育・保育を充実する
(15)放課後対策を充実する
(16)地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る
(17)家庭教育の支援に取り組む
(18)地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する
(19)児童虐待防止対策を推進する
(20)特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する
(21)行政サービスの一元化を推進する

（子どもの健康の支援）
(22)小児医療体制を充実する
(23)子どもの健康を支援する
（妊娠・出産の支援）
(24)妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する
(25)不妊治療への支援等に取り組む
（子育てのための安心、安全な環境）
(26)良質な住宅・居住環境の確保を図る
(27)子育てバリアフリーなどを推進する
（経済的負担の軽減）
(28)児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

●子ども・子育て応援プラン

少子化社会対策大綱（2004 年 6 月 4 日閣議決定）の掲げる 4 つの重点課題に沿って、平成 21 年度までの 5 年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示した。

１．若者の自立とたくましい子どもの育ち
・若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用
・全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施
２．仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し
・企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及
・個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、仕事と生活の調和キャンペーンの推進
３．生命の大切さ、家庭の役割等についての理解
・保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供
・全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進
４．子育ての新たな支え合いと連帯
・地域の子育て支援の拠点づくり（市町村の行動計画目標の実現）
・待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童が多い 95 市町村における重点的な整備）
・児童虐待防止ネットワークの設置
・子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）

●児童福祉法の改正

児童虐待防止対策などの充実・強化、新たな小児慢性特定疾患対策の確立などがされるようになった。

第四章　分析・考察

４－１．少子化の促進要因・抑制要因

スウェーデン

促進要因は、①女性就労の急増、②仕事と育児の両立の困難の発生、③離婚率の上昇が考えられる。

①女性就労の急増：1960 年代後半～70 年代後半における出生率の低下期には、女性の就労は増加しており、また女性の労働市場への大規模な参入は出生率低下以前に始まっていることから、女性就労の増加は、その増加の初期においては、出生率を押し下げたと考えられる。

②仕事と育児の両立の困難の発生：スウェーデンには昔から男女の役割分業があり、女性が家事・育児を担当することが多いため、学齢前の子供を持つ女性の就労が急増した 1960～80 年代半ばに仕事と育児の両立の困難が生じたと考えられる。出生率は初め低下し、次いで低位安定したことから、少なくとも 1980 年代に入るまでは、出産・子育てと女性就労の両立がかなり困難であり、出生率が低迷したのではないかと考えられる。

③離婚率の上昇：離婚することによって一人親の家庭が増え、生涯生む子供の数が減ると考えられるため、離婚率の上昇は出生率を低下させる原因になるのではないかと考えられる。

抑制要因は、①男女平等政策、②育児休暇制度（親保険）、③税制改革、④各種手当、⑤同棲の合法化、⑥保育サービスが考えられる。

①男女平等政策：「新機会均等法」により雇用機会、労働環境、昇進、および賃金における男女平等が唱えられ、国会議員に占める女性の割合は 45.3%（2005 年 3 月）と高く、このような徹底した平等政策の推進が伝統的な性別役割分業の打破に大きな役割を果たし、女性が子供を産み育てやすい社会を形成し、出生率の向上をもたらす原因になっていると考えられる。

②育児休暇制度（親保険）：所得の 80%に相当する額が支給され、支援が手厚いためこれを利用する人が多く、仕事と子育ての両立ができるようになり、出生率の向上につながっていると考えられる。

③税制改革：夫婦所得合算方式から夫婦個別の分離課税方式に切り替えることによって、夫婦所得合算方式の課税を嫌い、偽装離婚や婚姻手続きの放置をする人が減り、出生率の安定につながったと考えられる。

④各種手当：手当ての額が高く、支援が手厚いため育児の負担が軽減され、出生率の向上をもたらしていると考えられる。

⑤同棲の合法化：子供が生まれやすくなり、出生率上昇の原因になると考えられる。

⑥保育サービス：女性就労の増加により必要とされる保育サービスが多様化したが、それ

に対応したさまざまな保育サービスが提供されることにより、仕事と育児の両立がうまくいき、出生率向上に貢献していると考えられる。

日本

促進要因は、①女性の高学歴化、②女性就労の増加、③仕事と育児の両立の困難の発生、④価値観の個人主義化、⑤パラサイト・シングルの増加、⑥子供の教育費の増加、⑦離婚率の上昇が考えられる。

①女性の高学歴化：高学歴な女性ほど未婚率が高くなる傾向があり[10]、女性の高学歴化は出生率を低下させる原因となっていると考えられる。

②女性就労の増加：雇用者総数に占める女性の割合は 1965 年に 31.7%だったものが 2004 年には 41.1%まで増加し、それに伴って出生率が下がっていることと、女性就労増加が女性のライフスタイルに大きく影響を与えたことから、女性就労の増加が出生率低下と関係があるのではないかと考えられる。

③仕事と育児の両立の困難の発生：従来、女性は家で家事・育児だけをするというライフスタイルが主流であったため、女性が社会進出する際には多くの会社は男性中心のシステムであり、女性は仕事か育児のどちらかを犠牲にせざるを得なくなった。現在も仕事と育児を両立しやすいとは言い難く、それが晩婚化をもたらし、出生率を低迷させる原因になっていると考えられる。

④価値観の個人主義化：女性の経済力の向上により、女性が生活のために結婚する必要を従来ほど感じなくなるなど、個人の結婚観や価値観が変化してきている。男性にとっても先行世代と異なり結婚は急ぐ必要のないものとなっていった。家電製品の普及や外部サービスの発展は単身者の家事負担を大幅に軽減し、親と同居している場合は結婚が家事水準の低下や家事負担の増加につながるものとなった。最近では結婚圧力が弱まり、さらに若者文化の隆盛が独身生活の魅力を高め、結婚は交遊の自由を束縛するものとさえ考えられるようになった。このような価値観の個人主義化が晩婚化をもたらし、出生率を低迷させる原因になっていると考えられる。

⑤パラサイト・シングルの増加：父親の所得と母親の家事サービスを頼りにした生活はかなり優雅であり、結婚や独立はその優雅な生活と手を切ることにつながることが多く、生活水準の低下をおそれて未婚状態を続ける人が増えている。このことが晩婚化をもたらし、出生率低下に結びついていると考えられる。

⑥子供の教育費の増加：理想の数の子供を持たない理由に「子供の教育にお金がかかる」をあげている人が多いため、近年の子供の教育費の増加が出生率低下につながっていると考えられる。

⑦離婚率の上昇：離婚することによって一人親の家庭が増え、生涯生む子供の数が減ると

[10]内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「少子化対策・高齢社会対策」http://www8.cao.go.jp/

考えられるため、離婚率の上昇は出生率を低下させる原因になるのではないかと考えられる。

さらに、これから考えられる促進要因として、①フリーターの男性の増加による婚姻率の低下、②労働力・親の老後の面倒をみる者としての子供の役割が無くなりつつあることが考えられる。

①フリーターの男性の増加による婚姻率の低下：近年、フリーターの人数が増えている（図２）。男性の場合、常用雇用に比べフリーターの未婚率がどの年齢層（五歳刻み）でも高くなっており、女性の場合は逆で、既婚者がパートなどで働く場合が多く、常用雇用の未婚率がどの年齢層でも少し高くなっている[11]。このことから、フリーターの男性の増加が出生率低下をまねくのではないかと予想される。

図2 フリーターの人数の推移

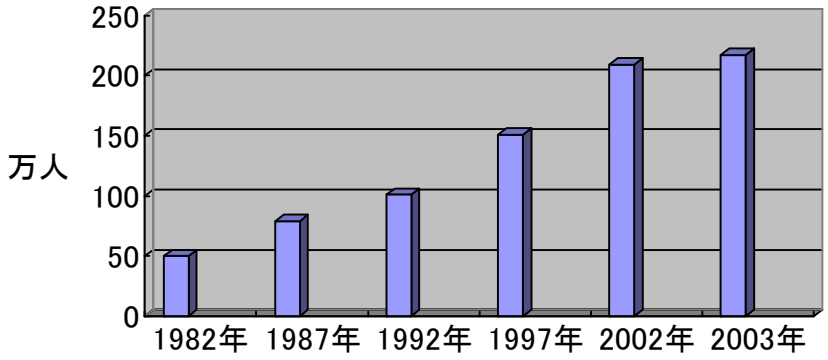

出典：厚生労働省「フリーターの人数の推移」http://www.mhlw.go.jp/をもとに筆者作成

注）1982 年、87 年、92 年、97 年については、フリーターの年齢を 15～34 歳と限定し、(1)現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」または「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が 1 ～ 5 年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者とし、(2)現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。

2002 年、2003 年については、フリーターの年齢を 15～34 歳層、卒業者に限定することで在学者を除く点を明確化し、女性については未婚のものとし、さらに(1)現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」または「パート」である雇用者で、(2) 現在無業のものについては家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。

1982 年から 1997 年までの数値と 2002 年、2003 年の数値とでは、フリーターの定義などが異なることから接続しない点に留意する必要がある。

[11]日本共産党「しんぶん赤旗」http://www.jcp.or.jp/index.html

②労働力・親の面倒を見る者としての子供の役割がなくなりつつあること：従来は子供が親の老後の面倒を見て、家計を支えるというのが主流だったが、最近では年金制度や老人福祉施設が普及し、社会全体が個人の老後の生活を保障するため、「自分の一生に子供や家族が必要ない」という意識が生じうる。このことが、出生率低下を促していくのではないかと予想される。

４－２．男女平等政策の施行による男女の意識改革

スウェーデン

国会議員に占める女性の割合は 45.3%（2005 年 3 月）で、このような男女平等政策の徹底した推進は、伝統的な性別役割分業の打破に大きな役割を果たし、女性が子供を産み育てやすい社会になることによって、出生率の向上をもたらす大きな原因になっている。

日本

男女共同参画基本計画では施策の基本方向と具体的施策が掲げられているが、あまり具体的とはいえず、計画倒れに終わっている。さらに、人間の生き方の一つである「仕事と子育てを両立させる」ライフスタイルのみを優先させた価値を国民に国家目標であるかのような形で示しているが、実際、アンケートで「子供ができても職業を続ける」と答えた国民は 3 割しかいない。

図3　女性が職業を持つことの評価(女性のみ 2000年調査)

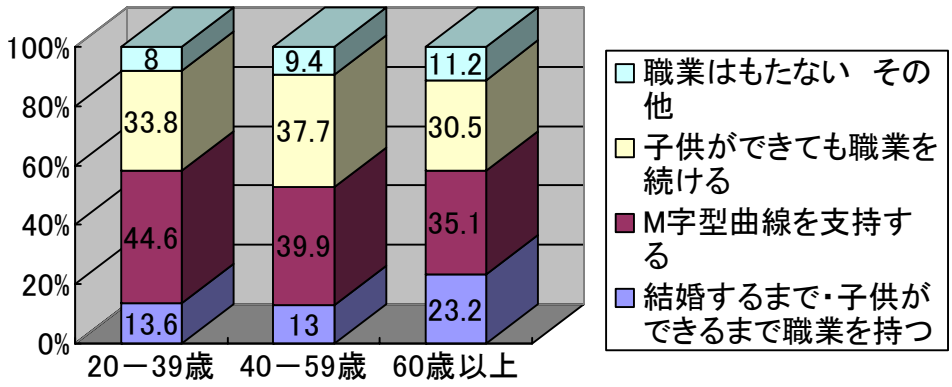

出典：金子勇『高齢化と少子社会　講座・社会変動』をもとに筆者作成

注）M字型曲線とは、職業に就き、子供ができると同時に職業をやめ、しばらくしてまた働き出すという労働力を示す曲線のことである。

子供を持つ人が仕事と子育てを両立させることによって出生率を上昇させるだけではなく、例えばパラサイト・シングルなども含めた社会全体の人々が子育てする人を支えていくしくみを強化すればさらに良いと考える。

日本の国会議員に占める女性の割合は、衆議院で 3.6%、参議院で 7.1%（2005 年 3 月）で、この数値は世界の国会議員に占める女性の割合の 15%を大きく下回っている。2000 年に日本の国会議員に占める女性の割合が衆議院で 15.4%､参議院で 7.3%であったことから、男女共同参画基本計画の「１．政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」が進んでいないと考えられる。

４－３．育児休業制度と保育サービス、子育て支援

スウェーデン

父親が育児休暇を取りやすいような雰囲気があるので（町でも主夫や子供の世話をする父親をよく見かける)、父親が親保険給付や出産・育児休暇の延長を受けることができる。父親の育児休暇取得率は 18.7%（2004 年）であり、さらに取得率を上げるために 2006 年から親保険の給付額を上げるなどの政策が実施される予定である。

また、労働者の実情に適合した費用の安い公立保育所や幼稚園の運営と増設、学童保育の運営の改善が行われている。保育所入所児童の 1～6 歳児は全体の 63%だが、背後に待機組がいるからではなくて、2 歳未満の子供をすぐに入園させず、育児休暇中は自宅で子育てをする家庭が多いからで、待機児童数はゼロだといわれている。

学費は大学まで無月謝なので、子育てにかかる学費の心配はあまりない。

日本

日本では配偶者が出産した男性の育児休暇取得率は 0.33%で、出産した女性の取得率は 64%である（2003 年)。多くの会社で男性が育児休暇を取らず、町でも主夫を見かけないなど男性が育児休暇を取りにくい雰囲気があり、十分に活用されていない。育児休暇を取得しなかった理由のアンケート（複数回答）では、一位「職場の雰囲気」43%、二位「収入減となり、生活が苦しくなる」40.2%だった。

2001 年現在の保育所待機児童数は 21000 人で、待機児童のいる市町村は全体の 11.4%である。定員充足率（利用児童数÷定員数）は 94.4%で、公営･民営では公営 87.9%に対し民営 102.7%である。一見保育所が足りているように見えるが、実際は足りていない地域もあるようだ。

子育て支援には「子育て支援金」や子育てなどに配慮した減税などがあるがその効果については確認されていない。

４－４．スウェーデンの高福祉高負担路線を支える社会的背景

スウェーデン国民の選択の変化が高福祉高負担路線と結びついていった背景として、スウェーデン社会が伝統的に持っていたいくつかの特殊性を指摘することができる。

第一に、スウェーデンの農業地域においては、18 世紀半ばの農地改革により中世的ディスクロージャー改革（囲い込み）が進んで大規模農地をベースとする農業が一般的となるが、その過程で、近隣の人々との相互の親密な交流あるいは助け合いという日本の農村社会において伝統的に存在してきたウェットなシステムとは異なる社会形態を発展させてきた。今でも農業地帯をドライブすると広大な農地の中央に母屋、倉庫、家畜小屋などの一連の建物がまとまって一農家を形成する（農家コンプレックス）という典型的な散居村の形態を見ることができる。

この環境の中で、スウェーデン人の独立独歩、自由な自立への性向が生まれた。このようなスウェーデン人の性向は、子女の養育、教育にも反映していく。すなわち、先に述べた一群の建物で構成された独立の農家で育ち、15 歳程度までに成長した子女は母屋を離れ、倉庫の二階など改造した別棟に独立して住むようになる。子供たちに対しても、できるかぎり早い時期から独立自主の人格としての自覚を求めるのである。

20 世紀の変わり目から始まった工業化、都市化の波の中でも、伝統的農家の独立志向は都市生活の中にも脈々と受け継がれてきた。現在でも、高等学校を卒業した子女は、就職するにせよ大学に入るにせよ両親の庇護から脱し、独立した生計を立てるのが普通である。大学で学業を続ける場合でも、授業料自体は無料であるため、それ以外の必要な生計費は奨学金とアルバイトで賄うのである。両親の扶養義務はこの段階で解放され、その代わり年老いても子女からの介護サービスを期待するというようなことは一般的には存在しない。だからといって、親子の親密な交流が希薄化したり、途絶えたりするということでは決してない。

このような社会的伝統が、子女保育、老人保護などの福祉分野において、家族的あるいは地域共同体的相互扶助システムから国や地方公共団体による集団的サービスが専門の保育士や介護士によって提供されるシステムへ移行することを比較的抵抗なく受け入れる素地となったと考えられる。

第二に、スウェーデンの人々には、生まれ育ったふるさとのもつ地域的な特性やその中で過ごした生活環境に対する愛着の念が強いという伝統がある。日本でも同様の伝統は存在する。唱歌『ふるさと』に歌われるように、「うさぎ追いしかの山、小鮒釣りしかの川」への生涯変わらぬあこがれは日本の人々が共有する感情であるし、都市化の波の中でふるさとを離れた人々がくつろぎの場でお国自慢をするのは一般的な光景である。

スウェーデンの人々はこの感情を強く保持しており、単にお国自慢にとどまらず、いずれはふるさとに帰りたいという欲求、さらに自分の子女にも自分が年少の頃に楽しく過ごした経験を味あわせてやりたいという気持ちを持つのである。この感情は都市住民になっ

ても変わらず、自分の生活する地域一帯や特徴的な環境を大事にし、生活環境の向上改善が生活の質向上に直結するという意識を強く持っている。緑豊かな散歩道があり、白鳥が優雅に泳ぐ入り江のある地域に住めば、これをなんとか維持し、できれば美化して子供たちの世代に引きついでいきたいと願い、それほど良好な環境に恵まれない人々も、なんとか少しでも環境を良くしたいと心から思うのである。

これを実現できるのは個人でも企業でもなく、国や地方公共団体のような共同体のみだという認識は当然それぞれの人にあり、衣食住の充足が一定の水準に達すれば、その次には国や地方公共団体の機能強化を通じて生活の質の向上を図るという社民党の感覚を比較的抵抗なく受け入れる素地となったと考えられる。

第五章　提言

１．国会議員の女性議員を増やし、積極的に男女平等政策を行う

男女の会社における賃金格差、昇進、出産後の扱い、育児休暇制度などについて待遇を平等にすることで、女性が働きやすく、仕事と子育てが両立しやすくなる。例えば、育児休暇制度では、現在の日本では父親が育児休暇を取りにくいという状況にある。原因は会社で男性が育児休業を取りにくい雰囲気があるということであり、女性に育児の負担がかかるので、男女ともに育児休暇が取れるような制度にしたら良いと考える。

さらに、女性議員が多いと、女性ならではの問題[12]にも着手しやすく、そこから国民の男女平等に対する意識改革、伝統的な性別役割分業の打破がされると考えられる。

２．育児休暇制度の給付額をスウェーデンの親保険並みに高くし、さらに会社での育児休暇を取りやすい雰囲気づくりをしていく

スウェーデンの親保険の給付金は所得の 80%であるのに対し、日本の育児休暇制度の給付金は最大で所得の 65%である。日本の給付金をもう少し上げれば、育児休暇制度もより活用され、仕事と子育てが両立しやすくなると考えられる。そして、日本では前述した通り、男性が育児休暇を取りにくい雰囲気があるので、これからもっと育児休暇を取りやすい雰囲気づくりがされていくとよいと考える。

３．保育サービスについて地域別に細かい制度を作る

現在、求められる保育サービスが多様化しており、保育所の数は多くても必要とされる保育サービスが不足しているために、待機児童のいる地域があるので、地域別に細かい制度を作っていくとよいと考えられる。

４．子供の教育費を支援する制度を作る

晩婚化の要因である「子供ができたらお金がかかる」、「子供の教育にお金がかかる」という観念を減らすために、教育費を支援する制度を作ったらよいのではないかと考える。

しかし、資金源は税率アップによる税収か、新たに「教育保険」のようなものを作って、パラサイト・シングルなども含む労働者が負担することが必要かと考えられる。

---

[12] 賃金格差、昇進、出産を機会に仕事を辞めざるを得ない雰囲気

第六章　結論

近年の先進諸国の出生率低下・低迷の時代背景としては、ピルを中心とする近代的避妊技術の普及と人工妊娠中絶の合法化、女性の高学歴化・職場進出、価値観の個人主義化、青年層の困窮化などがあげられる。先進諸国の出生率の格差は、女性の社会進出に対する家族政策をも含めた社会的対応の違いによるものと考えられている。

スウェーデンでは 1960 年代から女性就労の急増、仕事と育児の両立の困難の発生、同棲・婚外子の増大、離婚率の上昇などの社会変化が起こり、このような社会変化に沿った政策の強化が進められた結果、出生率が回復したと考えられる。女性の社会進出に伴い、男女平等政策や育児休暇制度、保育サービス、親保険などの子育て支援が行われ、それによって女性が子供を産み育てやすい社会になったのである。また、婚外出生の増加に伴い、社会政策が施され、正式な結婚と同棲の間には法的にも社会的にもほとんど格差がなくなり、また社会保障・福祉の対象者が配偶者によって差別されることも全くなくなったため、出生率が上昇した。

日本では近年、女性の高学歴化、女性就労の増加、仕事と育児の両立の困難の発生、価値観の個人主義化、パラサイト・シングルの増加、子供の教育費の増加、離婚率の上昇などの社会変化が起こった。日本政府は 1989 年の「1.57 ショック」以来、少子化への対策に本格的に着手してきたものの、合計特殊出生率は年々低下し、成果は上がっていない。2000 年から始まった男女共同参画基本計画はほとんどが計画倒れに終わっている。育児休暇制度は、日本では多くの会社で男性が育児休暇をとらない、町で主夫を見かけないなど男性が育児休暇を取りにくい雰囲気があり、十分に活用されていない。保育サービスは、エンゼルプランによって充実してきているようだが、地域によってはサービスが足りていないところもあるようである。少子化対策の計画は細かく立てられているが、どれだけ実施されているのかは不明瞭である。

一般的に少子化対策として、「子供を生み育てやすい環境づくり」をしていくのが良いとされているが、日本はまだそのような環境が整っていないといえる。そのような環境を整えるためにはまず、国会議員の女性議員を増やし、積極的に男女平等政策を行ったほうが良いと考える。例えば、男女の会社における賃金格差、昇進、出産後の扱い、育児休暇制度などについて待遇を平等にすることで、女性が働きやすく、仕事と子育てが両立しやすくなる。現在、日本では父親が育児休暇を取りにくい状況にある。理由としては、会社で男性が育児休業を取りにくい雰囲気があるということがあり、女性に育児の負担がかかる。そこで、男女ともに育児休暇が取れ、休暇中に収入が激減しないような制度にしたら良いと考える。さらに、女性議員が多いと、女性ならではの問題にも着手しやすく、そこから国民の男女平等に対する意識改革、伝統的な性別役割分業の打破がされると考えられるからである。二つ目に、育児休暇制度の給付額をスウェーデンの親保険並みに高くし、さらに会社での育児休暇を取りやすい雰囲気づくりをしていくと良いと考える。こうすること

でより仕事と子育ての両立が可能となる。三つ目に、保育サービスについて地域別に細かい制度を作っていくべきだと考える。これは、現在求められる保育サービスが多様化しており、保育所の数は多くても必要とされる保育サービスが不足しているために待機児童のいる地域があるからである。四つ目に、子供の教育費を支援する制度を作ったらよいのではないかと考える。少子化の要因である「子供ができたらお金がかかる」、「子供の教育にお金がかかる」という観念を少しでも減らすことで、晩婚化を防ぐことができるのではと思うからである。

おわりに

筆者が少子化対策をテーマに論文を書こうと思ったのは、テレビで年金制度の特集を見たのがきっかけである。年金の給付額が減る原因は、少子・高齢化であるという。私は、高齢化は止めることができないが、少子化はまだ止められる可能性があり、改善の余地があるのではないかと考え、少子化対策について調査することにした。そして、低出生率を経験しながらも政策が功を奏して出生率が回復したことで有名なスウェーデンについて調査し、スウェーデンと日本を比較して、日本に足りない要素を見つけ、いかに改善していくか、スウェーデンの良い要素をいかに取り入れるかを考えたいと思った。

しかし、調査しているうちに、スウェーデンだけでなく、最近はフランスも出生率が回復してきていることがわかってきた。フランスでも学校の給食費が収入と子供の数によって算出されるなど、さまざまな政策が施行されており、興味深いので、論文では扱えなかったフランスについて、これから調査していきたいと思う。

二カ国の具体的な政策は、調査して見つけたものを全て載せたが、さらに調査すればまだ他にも知らない政策が存在することがわかるだろうから、これについても興味を持って調査を続けたいと思う。

分析・考察・提言は文献やウェブサイトを参考にしたものの他に、人から聞いたり話したりして出てきたもの、自分の頭だけで考えたことなどが混ざっているため、特に専門家などが見ると内容に対して批判が飛び交いそうである。しかし、自分で考え、分析するということはとても良い経験になった。

今後は社会保障制度を支える者として、日本経済を担う者として少子化問題に注目し、小さなことでも解決のためにできることを考えていきたいと思う。

最後に、この論文を書くにあたり、たくさんのアドバイスを下さった比較社会論の先生方、同コースの皆様にとても感謝している。心より御礼を申し上げたい。

西村　典子

参考文献・参考ウェブサイト

・阿藤誠『先進諸国の人口問題－少子化と家族政策－』東京大学出版会、1996 年
・金子勇『高齢化と少子社会　講座・社会変動』ミネルヴァ書房、2002 年
・川本敏『論争・少子化日本』中央公論新社、2001 年
・厚生省『厚生白書　少子社会を考える』厚生省、1998 年
・厚生省『厚生白書　社会保障と国民生活』厚生省、1999 年
・厚生法規研究会『続こうなる新福祉政策 ： 「ゴールドプラン 21」「少子化対策推進基本方針」「新エンゼルプラン」の要点解説』大成出版社、2000 年
・柴山恵美子『少子化社会と男女平等：欧州 5 カ国にみる現状と課題』社会評論社、1993 年
・高島昌ニ『スウェーデンの家族・福祉・国家』ミネルヴァ書房、1997 年
・竹崎孜『スウェーデンはどう老後の安心を生み出したのか』あけび書房、2004 年
・竹崎孜『スウェーデンはなぜ少子国家にならなかったのか』あけび書房、2002 年
・内閣府　経済社会総合研究所・財団法人　家計経済研究所『スウェーデンの家族生活』国立印刷局、2005 年
・福祉政策研究会『こうなる新福祉政策「新ゴールドプラン」「エンゼルプラン」の要点解説』大成出版社、1996 年
・藤井威『高福祉高負担政策の背景と現状（スウェーデン・スペシャル[Ⅰ]）』新評論、2002 年

・伊藤社会保険労務士事務所「育児休業給付」 http://www2s.biglobe.ne.jp/~ito-katu/index.htm　2005 年 10 月 30 日確認
・株式会社オールアバウト「マネー用語集」 http://corp.allabout.co.jp/　2005 年 9 月 7 日確認
・厚生労働省「子供・子育て：児童手当制度の概要」 http://www.mhlw.go.jp/　2005 年 9 月 7 日確認
・厚生労働省「フリーターの人数の推移」http://www.mhlw.go.jp/　2005 年 12 月 25 日確認
・国立社会保障･人口問題研究所『一般人口統計―人口統計資料集（2005 年度版）―』 http://www.ipss.go.jp/　2005 年 9 月 30 日確認
・谷村栄「少子化の原因と解消」http://homepage2.nifty.com/tanimurasakaei/index.htm 2005 年 12 月 25 日確認
・独立行政法人労働政策研究・研修機構「国会議員に占める女性の割合（2000 年）」 http://www.jil.go.jp/　2005 年 9 月 20 日確認
・独立行政法人労働政策研究・研修機構「最近の海外労働情報」http://www.jil.go.jp/　2005

年 11 月 12 日確認
・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「少子化対策・高齢社会対策」http://www8.cao.go.jp/
・内閣府　男女共同参画局「男女共同参画基本計画の概要　パンフレット」
http://www.gender.go.jp/　2005 年 9 月 7 日確認
・日本共産党「しんぶん赤旗」http://www.jcp.or.jp/index.html　2005 年 12 月 25 日確認